

安城市

高齢者福祉サービスの概要



高 齢 福 祉 課

(令和3年7月1日現在)

各サービスの問い合わせ先



WEB サイトにも各サービス内容等を掲載しています
申請書はこちらからダウンロードできます

在宅で暮らす高齢者の自立生活を支援するために、介護保険以外でもさまざまなサービスを実施しています。詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。



市役所 高齢福祉課	高齢福祉係	桜町 18-23	(☎ 71-2223)
	地域支援係		(☎ 71-2264)
保健センター		横山町下毛賀知 106-1	(☎ 76-1133)
社会福祉協議会	ふれあいサービスセンター	赤松町大北 78-4 (社会福祉会館内)	(☎ 72-0123)
	地域福祉課 介護予防係	赤松町大北 78-1 (総合福祉センター)	(☎ 77-7896)
安城市地域包括支援センターさとまち (東山中学校区)		里町畑下 62 (介護老人保健施設さとまち内)	(☎ 96-3512)
安城市地域包括支援センター中部 (安城北中学校区)		新田町新栄 84-1 (中部福祉センター内)	(☎ 71-0077)
安城市地域包括支援センター八千代 (篠目中学校区)		住吉町 2-2-7 (八千代病院内)	(☎ 97-8069)
安城市地域包括支援センター更生 (安城南中学校区)		安城町東広畔 28 (介護老人保健施設あおみ内)	(☎ 77-9948)
安城市地域包括支援センター松井 (安祥中学校区)		法連町 8-1 (安城老人保健施設内)	(☎ 55-5355)
安城市地域包括支援センターあんのん館 (安城西中学校区)		福釜町矢場 88 (特別養護老人ホームあんのん館・福釜内)	(☎ 71-3173)
安城市地域包括支援センターひがしばた (明祥中学校区)		東端町鴻ノ巣 72-2 (特別養護老人ホームひがしばた内)	(☎ 73-8210)
安城市地域包括支援センター小川の里 (桜井中学校区)		小川町三ツ塚 1-1 (特別養護老人ホーム小川の里内)	(☎ 73-3535)

在宅生活支援サービス

サービスの種類	内容	対象	費用	窓口 (問い合わせ)
ひとり暮らし 高齢者認定	ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等の情報を登録し、地域や民生委員等による見守りや安否確認を行うとともに、必要な在宅支援サービスの利用へとつなげます。	65歳以上で高齢者向け施設に居住していない高齢者で、次の要件を満たしている人 ・同居する人がいない ・同一敷地内又は隣接地に親族(3親等内)が居住していない ・同一建物に親族が居住していない(アパート等の場合)	無料	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
軽度 生活援助	日常生活に支障のある高齢者が自立した生活を送れるよう、外出の付き添い、食事の支度、草取り、剪定などのお手伝いを本人と一緒にします。	・ひとり暮らし高齢者(認定者) ・65歳以上の高齢者のみ世帯に属する人 ※本人及び世帯員の前年度所得金額の合計が200万円を超える場合は、対象外	100円/時間 (剪定は 150円/時間)	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
寝具の 洗濯・乾燥	寝具の洗濯・乾燥サービスを毎月1回、無料で提供します。 (年4回水洗い・殺菌・乾燥、年8回殺菌・乾燥)	・ひとり暮らし高齢者(認定者) ・65歳以上のねたきり又は認知症高齢者 ・65歳以上の高齢者のみ世帯に属する人	無料	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
緊急通報装置 の貸与	急病、けが、火災など緊急事態が起きたとき、ボタン操作などの簡単な方法で、24時間、民間の事業者と連絡がとれる緊急通報装置を貸与します。(固定電話の電話回線が必要)	・75歳以上のひとり暮らし高齢者(認定者) ・65歳以上75歳未満で、要介護1以上のひとり暮らし高齢者(認定者) ・65歳以上の高齢者のみ世帯で、本人又は世帯員のいずれかが要介護1以上の人 ・65歳以上のひとり暮らし高齢者で、発作を伴う疾患のある人	無料 ※紛失、破損は自己負担	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
福祉電話	指定した曜日の朝に電話訪問で安否の確認をします。電話機の無い人で、生計中心者の所得税が非課税の場合には無料で電話機を貸し出します。(電話料金は本人負担)	・ひとり暮らし高齢者(認定者) ※安城市が実施している高齢者給食サービス事業を週3回以上利用している人は対象外	無料 ※通話料金は本人負担 ※生計中心者が所得税非課税の場合は基本料金を相当を補助	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

サービスの種類	内容	対象	費用	窓口 (問い合わせ)
給食サービス	安否確認及び栄養状態改善のため、アセスメント（家族状況、健康状況、食関連状況の確認）により利用回数を判断し、お昼の給食を弁当業者が配達します。	調理が困難な高齢者で、以下のいずれかに該当する人 ・65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・70歳以上の高齢者のみ世帯に属する人 ・65歳以上のみの世帯で障害者又は要介護認定者（要介護）のいる世帯に属する人 ・日中に65歳以上の独居となる人 ・日中に70歳以上の高齢者のみ世帯となる人	普通食 / 1食 300円 特別食『糖尿病食・腎臓病食』 / 1食 450円	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
友愛訪問	安否確認や話し相手として、地区の老人クラブ会員が週2回程訪問します。 ※実施していないクラブもありますので、不明な場合はお問い合わせください。	ひとり暮らし高齢者（認定者）	無料	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
住宅用火災警報器の給付	火災発生時における逃げ遅れ防止のため、台所と寝室、階段（2階に寝室がある場合）に住宅用火災警報器を設置します。	ひとり暮らし高齢者（認定者）	無料 ※取り外し、廃棄は自己負担	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
家具転倒防止器具の取付	地震防災対策として、住居の中で利用頻度の高い寝室、居間等の家具に転倒を防止するための器具を取り付けます。	・65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・65歳以上の高齢者のみ世帯に属する人	無料 ※金具等の材料費は自己負担	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
人にやさしい住宅リフォーム費助成	要介護高齢者のために住宅リフォーム費の一部として10万円まで助成します。 ※事前申請が必要です。	65歳以上の住宅改修が必要な高齢者で、以下のいずれかに該当する人 ・介護保険要介護・要支援認定者 ・総合事業対象者で運動機能に支障のある人又はそのおそれのある人 ・所得税非課税のひとり暮らし高齢者（認定者） ・所得税非課税で、65歳以上の高齢者のみ世帯に属する人		・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
介護支援ベッドの貸与	要介護者の自立を支援するために手すり付きベッドを貸与します。 (電動ベッドではありません。)	要介護認定者（要支援1・2及び要介護1）又は退院等により介護を必要とする高齢者で、市民税非課税世帯の人	月額 330円	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
鍵の預かり事業	自宅の鍵を預かることで、福祉電話による安否確認を円滑化するサービスです。鍵の紛失時の開錠も対応します。	避難行動要支援者支援制度に登録しているひとり暮らし高齢者（認定者）及び高齢者のみ世帯などで、身近に鍵の保管ができる親族がいない人	1,000円 / 年 (社会福祉協議会賛助会費)	・ふれあいサービスセンター

外出・移動支援サービス

サービスの種類	内容	対象	費用	窓口 (問い合わせ)
高齢者用 つえの給付	歩行支援用の1本つえを給付します。	65歳以上で歩行に支障のある高齢者	無料	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係 ・各地域包括支援センター ・各福祉センター
あんくるバス 無料パスケース	パスケースに後期高齢者医療被保険者証を入れて提示することで、あんくるバスに無料で乗車できます。(75歳の誕生日の1か月前にパスケースを郵送しています。紛失・破損の場合は、再交付します。)	後期高齢者医療被保険者証の受給者		・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係 ・各福祉センター ・各支所
高齢者タクシー 料金助成 (一般タクシー 専用) ※令和3年 8月より実施	一般タクシーの利用助成券(1枚500円)を1か月につき3枚交付します。 ※1乗車1枚のみ使用可	・要介護認定が要介護又は要支援の65歳以上の在宅高齢者 ※特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の高齢者向け施設の入所・入居者、障害者福祉タクシーの対象者となる人、障害者福祉タクシー料金助成又は高齢者タクシー料金助成(車いす・ストレッチャー専用)を受けている人は対象外		・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
高齢者タクシー 料金助成 (車いす・ ストレッチャー 専用)	車いす及びストレッチャー用昇降機などを装備した福祉タクシーの利用助成券を1か月につき3枚交付します。助成額は、運賃により異なります。 ※1乗車1枚のみ使用可	・要介護認定が要介護の65歳以上の在宅高齢者 ※特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の高齢者向け施設の入所・入居者、障害者福祉タクシー料金助成を受けている人は対象外		・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
車いすの貸出	車いすを貸し出します。 ※貸出期間は、原則として1か月間	・市内に住所を有し、家庭での日常生活に支障があり、短期で車いすの利用が必要な人(介護保険認定者は保険対応できるまでの期間に限る。) ・市内の福祉関係者及び福祉施設	無料	・各福祉センター

サービスの種類	内容	対象	費用	窓口 (問い合わせ)
車いす移送車 (サルビア号) の貸出	車いす使用者を移送するための車両を貸し出します。利用日数は、原則として同一月内で合計4日間(福祉センターの閉館日は除く)までです。 ※要事前予約(予約の受付日は、利用日の属する月の3か月前の初日から)	普通自動車を運転できる運転免許証のある人で、以下のいずれかに該当する人 ・市内在住で車いす使用者を移送する人 ・市内在住の車いす使用者を移送する市外在住の2親等内の親族 ・市内の福祉団体及び福祉施設の会員、職員等	普通車は燃料費(ガソリン代) 軽自動車は利用距離に応じた燃料費(おおむね10kmごとに100円加算) ※借用中における通行料、駐車料その他の使用料、反則金、損害賠償金等は、利用者負担	・各福祉センター

ねたきり・認知症高齢者の家族支援サービス

サービスの種類	内容	対象	費用	窓口 (問い合わせ)
住宅ねたきり 高齢者等 介護人手当	介護人手当として月額3,000円を支給します。(支給月は4月・8月・12月)	65歳以上で3か月以上ねたきり又は同程度の介護を要する認知症状態が続く高齢者(病院に入院又は施設等に入所している人は除く。)の介護人 ※生計及び住所が同一で、同居している人に限る。		・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
おむつ費用 助成	市内の指定した薬局で利用できるおむつ費用助成利用券(月額7,000円分、市民税非課税世帯は月額8,000円分)を交付します。	在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者で、おむつの必要な高齢者を介護している人		・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

サービスの種類	内容	対象	費用	窓口 (問い合わせ)
訪問理容サービス	在宅のねたきり高齢者等の自宅に理容師が出張し、理髪・ひげそりを行います。利用券(1枚1,000円の助成、市民税非課税世帯は1枚最大4,700円の助成)を最大年6枚交付します。	在宅ねたきり高齢者等介護手当受給者が介護するねたきり高齢者等		・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
見つかるつながるネットワーク	認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者等が所在不明になった場合、関係機関等のネットワークを利用して、迅速な発見と身元確認につなげます。登録番号及びQRコードを記載したシールを交付します。	認知症等で行方不明になるおそれのある人	無料	・市役所 高齢福祉課 地域支援係 ・各地域包括支援センター
認知症高齢者等個人賠償責任保険	安城市が契約者となる個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶然な事故で、ご家族等が損害賠償責任を負った場合などに、保険金(補償金額最大1億円)の支払いを受けることができます。	見つかるつながるネットワーク登録者で市内在住かつ在宅の人のうち、市が登録を認める認知症高齢者又は若年性認知症の人	無料	・市役所 高齢福祉課 地域支援係 ・各地域包括支援センター
所在確認用端末の貸出(GPS)	認知症等により所在不明となっても居場所がわかる所在確認用端末をお貸しします。	市内在住かつ在宅の65歳以上の認知症高齢者又は若年性認知症の人を介護している人	貸出し・位置情報の提供は無料 現場急行料は利用者負担(1回1時間につき11,000円)	・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

その他の高齢者支援施策

サービスの種類	内容	対象	費用	窓口 (問い合わせ)
養護老人ホーム入所 (老人保護措置)	環境上及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な人を、養護老人ホームへ市が入所措置を行います。	65歳以上で、次の要件を全て満たしている人 ・入院治療を要する病態ではなく、感染症疾患がない ・日常生活を営む上で、環境上の理由がある ・経済的理由がある	本人及び扶養義務者の収入に応じた負担が必要	・市役所 高齡福祉課 高齡福祉係
中短期入所生活支援	一時的に居宅で生活することに不安のある高齢者に対して、緊急時等の対応を行う住居を提供し(最大6か月)、高齢者が安心して生活を送ることができるよう支援します。	65歳以上の身の回りのことが自分でできる高齢者で、以下のいずれかに該当する人 ・ひとり暮らしの人 ・夫婦のみの世帯に属する人 ・家族による援助を受けることが困難な人 ※要介護認定が要介護の人は対象外	収入に応じ、月額0～20,000円 ※別に光熱水費等の負担が必要	・市役所 高齡福祉課 高齡福祉係
成年後見制度利用支援 (市長申立)	判断能力が不十分な認知症高齢者のうち、当事者による申立てができない状況にある人について、市が代わって審判の申立てをします。	認知症等により判断能力が不十分で、4親等内の家族がいない人	原則として、本人負担	・市役所 高齡福祉課 高齡福祉係
成年後見制度利用支援 (審判請求)	収入や資産等の状況から、審判請求費用を負担することが困難と認められた人に対し、審判請求費用全部又は一部を助成します。	審判対象者の申立人で、審判対象者及び申立人のいずれもが生活保護受給中又は市民税非課税世帯であり、収入や資産が一定の基準内の人		・市役所 高齡福祉課 高齡福祉係
成年後見制度利用支援 (報酬費用助成)	収入や資産等の状況から、成年後見人等の報酬を負担することが困難と認められた人に対し、報酬の全部又は一部を助成します。	成年被後見人等で、生活保護受給中又は市民税非課税世帯であり、収入や資産が一定の基準内の人 ※成年後見人等が成年被後見人の配偶者及び4親等以内の親族の場合は対象外		・市役所 高齡福祉課 高齡福祉係

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、65歳以上のすべての人を対象とした、安城市が行う介護予防のための事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。まずはお住まいの中学校区の地域包括支援センター（1ページ参照）または高齢福祉課（☎ 71-2264）にご相談ください。

総合事業には介護保険の要介護認定で要支援1・2と認定された人や、地域包括支援センターや高齢福祉課窓口で行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

※サービス費用のめやすは、基本的な費用の1割を掲載しています。

※一定以上の所得がある65歳以上の人は利用者負担が2割または3割となります。

※令和3年4月からの介護報酬の改定に伴い、サービスの費用が変わりました。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問を受けて利用する	介護予防訪問サービス (旧来の介護予防訪問介護と同じサービス)	ホームヘルパーなどがご家庭を訪問し、入浴介助などの援助を行います。 ■サービス費用のめやす(月単価の定額) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>週1回 ▶</td> <td>1,230円</td> </tr> <tr> <td>週2回 ▶</td> <td>2,450円</td> </tr> <tr> <td>週3回 ▶</td> <td>3,890円</td> </tr> </table>	週1回 ▶	1,230円	週2回 ▶	2,450円	週3回 ▶	3,890円
	週1回 ▶	1,230円						
	週2回 ▶	2,450円						
週3回 ▶	3,890円							
生活支援訪問サービス	あんジョイ生活サポーター(※)等が掃除、洗濯等の生活援助を行います。 ※家事などの生活支援の担い手としての養成研修を修了した人をいいます。 ■サービス費用のめやす(月単価の定額) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>週1回 ▶</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>週2回 ▶</td> <td>2,020円</td> </tr> </table>	週1回 ▶	1,010円	週2回 ▶	2,020円			
週1回 ▶	1,010円							
週2回 ▶	2,020円							
住民主体訪問サービス	地域住民やボランティアグループが、ごみ出し等の簡単な生活援助をします。 ■サービス費用のめやす 各団体の設定							

介護予防通所サービス
(旧来の介護予防通所介護と同じサービス)

入浴介助等の生活支援や生活機能を改善するための訓練等のサービスを提供します。

■サービス費用のめやす(月単価の定額)

(共通的サービス) ※送迎、入浴を含む

週1回	▶	1,720円
週2回	▶	3,520円

(選択的サービス)

運動器機能向上	▶	1か月 240円
栄養改善	▶	1か月 210円
口腔機能向上	▶	1か月 170円
生活機能向上グループ活動	▶	1か月 110円

※食費、日常生活費は別途。

生活支援通所サービス

機能訓練型

専門職のスタッフが生活機能を改善するための訓練等のサービスを提供します。

■サービス費用のめやす(月単価の定額)

週1回	▶	1,130円
週2回	▶	2,310円

ミニデイ型

閉じこもり予防や生活機能維持のためレクリエーション等のサービスを提供します。

■サービス費用のめやす(月単価の定額)

週1回	▶	1,070円
週2回	▶	2,180円

住民主体通所サービス

地域住民やボランティアグループが体操、レクリエーションを行います。

■サービス費用のめやす

各団体の設定

短期集中型介護予防サービス

日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護予防に取り組めるように、リハビリの専門職が、通所介護施設または居宅等において、3か月～6か月の短期間に集中して支援します。

一般介護予防事業

社会福祉協議会 介護予防係 ☎ 77-7896

ア すっきり・しゃっきり健康教室

内 容	健康体操		
対 象	市内在住の60歳以上の人		参加費：無料
会 場 時 日	福祉センター名	曜 日	開催時間
	総合福祉センター (R 3.4～9)	第1～4金曜日	午後2時～3時
	アンフォーレ (R 3.10～R 4.9)	第1～4金曜日	午後2時～3時
	桜井福祉センター	第1～4火曜日	午後2時～3時
	北部福祉センター	第1～4水曜日	午後2時～2時45分 (1部 75歳以上) 午後3時～3時45分 (2部 60～74歳)
	作野福祉センター	第1～4木曜日	午後2時～2時45分 (1部 75歳以上) 午後3時15分～4時 (2部 60～74歳)
	安祥福祉センター	第1～4金曜日	午前 9時45分～10時30分 (1部) 午前10時45分～11時30分 (2部)
	明祥福祉センター	第1～4火曜日	午前 9時30分～10時30分 (1部) 午前10時45分～11時45分 (2部)
	西部福祉センター	第1～4水曜日	(1階 75歳以上) 午前 9時30分～10時20分 (1部) 午前10時50分～11時40分 (2部) (2階 60歳～74歳) 午前 9時30分～10時20分 (1部) 午前10時50分～11時40分 (2部)
	中部福祉センター	第1、3木曜日	午前10時～11時
参 加 方 法	事前申し込み不要です。会場に直接お越しください。 心身の状態により参加をご遠慮いただく場合があります。		

イ シニア介護予防講座

内 容	脳トレプリント、貼り絵カレンダー、体操、筋トレ、書道、音楽等	
対 象	市内在住のおおむね65歳以上の人	
会 場 時 日	令和3年4月～令和3年9月	令和3年10月～令和4年3月
	総合福祉センター内 なつかし学級 毎週火～土曜日 午前9時30分～11時30分 午後1時～3時 ※一部の講座で時間が異なります。	アンフォーレ・市内福祉センター やろまいサロン 月1回 午前9時30分～11時30分 フレイル予防講座 月1回 午後1時30分～3時30分 講座により時間が異なります。
参 加 方 法	やろまいサロン 事前申し込み不要です。 会場に直接お越しください。 ※一部の講座で予約が必要になります。	やろまいサロン 事前申し込み不要です。 会場に直接お越しください。 フレイル予防講座 事前申し込み必要です。
費 用	一部の講座を除き無料	

🍽️ 栄養講座

内 容	①栄養講話 ②料理講座
対 象	①市内在住の 60 歳以上の人 ②市内在住の 60 歳以上の人 (桜井福祉センターは男性のみ)
会 場	①市内の各福祉センター ②総合福祉センター、桜井福祉センター
日 時	広報あんじょう又は安城市生涯学習情報誌「あんてな」に掲載
参 加 方 法	①事前申し込み不要 ②事前申し込み必要
費 用	①無料 ②材料費 (1 回 500 円程度)

🏋️ 男性講座

内 容	筋力トレーニング
対 象	市内在住の 60 歳以上の男性 (運動系)
会 場	総合福祉センター (令和 3 年 4 月～ 9 月) アンフォーレ (令和 3 年 10 月～令和 4 年 3 月)
日 時	毎月 2 回程度 (広報あんじょう又は安城市生涯学習情報誌「あんてな」に掲載)
参 加 方 法	事前申し込み必要
費 用	一部の講座を除き無料

📺 介護予防の啓発・普及

内 容	介護予防に関する動画・チラシ
方 法	安城市社会福祉協議会のウェブサイト及び YouTube「安城市社会福祉協議会介護予防チャンネル」をご覧ください (スマートフォンなどで、右の二次元コードを読み取ってください)



- 地域住民が開催するサロンや認知症カフェ、体操教室などの「通いの場」は、「あんじょうコミュニティ BOOK」をご覧ください (市役所、福祉センター等で配布)

問い合わせ先は各地区社会福祉協議会まで (P 18)

保健センターの相談

☎ 76-1133

成人保健相談	心身ともに健康的に生活できるよう、健康に関する不安等の相談	
	内 容	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による面接・電話相談
	実 施 日	平日午前 8 時 30 分～午後 5 時

カラダいきいき 栄養相談	フードモデルを選んで簡易的に食事内容を見直すことができるシステムを利用し、 管理栄養士による生活習慣改善の支援と食生活の指導	
	実 施 日	毎月 2 回程度、予約制または直接来所で実施。 詳細は広報あんじょうに掲載

介護保険で利用できるサービス

※サービス費用のめやすは、基本的な費用の1割を掲載しています。

※一定以上の所得がある65歳以上の人は利用者負担が2割または3割となります。

※令和3年4月からの介護報酬の改定に伴い、サービス費用が変わりました。

在宅サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービス名称です。

訪問を受けて利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーなどがご家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。 ■サービス費用のめやす 身体介護(20分以上30分未満) ▶ 270円 生活援助(20分以上45分未満) ▶ 200円 <small>※早朝、夜間、深夜などは加算あり</small> 通院のための乗車または降車の介助 ▶ 110円(1回につき) <small>※移送にかかる費用は別途自己負担</small>	要支援1・2の人が利用していた介護予防訪問介護は「訪問型サービス」として介護予防訪問サービスに移行しました。 P8へ
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員がご家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。 ■サービス費用のめやす 1,320円	疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が家庭を訪問し、介護予防を目的とした入浴の支援を行います。 ■サービス費用のめやす 890円
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす(1回につき) 320円	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要と医師が認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。 ■サービス費用のめやす(1回につき) 320円
	訪問看護 介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、医師の指示により、看護師などがご家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから(30分未満) ▶ 490円 病院または診療所から(30分未満) ▶ 420円	疾患等を抱えている人について、医師の指示により、看護師などがご家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。 ■サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから(30分未満) ▶ 470円 病院または診療所から(30分未満) ▶ 400円
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人のご家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師または歯科医師による指導 ▶ 520円(1か月に2回まで)	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人のご家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす 医師または歯科医師による指導 ▶ 520円(1か月に2回まで)

在宅に近い暮らしをする	サービスの種類	要介護 1～5 の人	要支援 1・2 の人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活等の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす（1日につき） 要介護 1～5 ▶ 560円～830円	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす（1日につき） 要支援 1 ▶ 190円 要支援 2 ▶ 320円

自宅での暮らしを支える	サービスの種類	要介護 1～5 の人	要支援 1・2 の人
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり（工事をともなわないもの） ・スロープ（工事をともなわないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具を除く） ・自動排泄処理装置 ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。	福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与します。 ・手すり（工事をともなわないもの） ・スロープ（工事をともなわないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。
	特定福祉用具販売 <small>（福祉用具購入費の支給）</small> 特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、年間 10 万円を上限にその購入費から利用者負担額を除いた金額を支給します。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具 ■ 指定された事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。 ■ 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。	入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、年間 10 万円を上限にその購入費から利用者負担額を除いた金額を支給します。 ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具
住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に工事費用から利用者負担額を除いた金額を支給します。 ■ 事前の申請が必要になります	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に工事費用から利用者負担額を除いた金額を支給します。	

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

住み慣れた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容	サービスの種類	サービスの内容
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、サービスを柔軟に提供します。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ提供します。	認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援1は利用できません。	認知症の人がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。
	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※新規入所は原則、要介護3以上の人が対象です。	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人のための介護サービスです。
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護です。	※原則としてほかの市区町村の地域密着型サービスは利用できません。	

施設サービス

※要介護1～5の人が利用できます（要支援1・2の人は利用できません）。

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の人
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※新規入所は原則、要介護3以上の人が対象です。
	介護老人保健施設（老人保健施設）	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護療養型医療施設（療養病床等）	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。	

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

税の控除等

高齢者の障害者控除の認定について

障害者控除・特別障害者控除は、療育手帳や身体障害者手帳の交付を受けていない人であっても、認知症または身体に障害のある65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があると市から認定を受けた人（障害者控除対象者認定書の交付を受けた人）も対象になります。控除を受けられる人は、**確定申告又は市県民税の申告の前に高齡福祉課に申請して審査を受けてください。**

※交付には、1週間程かかります。

窓口

高齡福祉課 高齡福祉係

おむつ代の医療費控除の認定について

所得税の確定申告でおむつ代の医療費控除を受けようとする人で、前年もおむつ代について医療費控除を受けている場合、市が発行する確認書で使用証明書に代えることができる場合があります。確認書が必要な場合は、**確定申告又は市県民税の申告の前に高齡福祉課へ申請してください。**（初回は、医師のおむつ使用証明書を添付して申告。様式は市民税課又は高齡福祉課窓口にあります。）

※交付には、1週間程かかります。

窓口

高齡福祉課 高齡福祉係

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

新築された日から10年以上経過している住宅（改修後の住宅床面積が50m²以上280m²以下）で、令和4年3月31日までに一定の改修工事が行われているものについて、国又は地方公共団体からの補助金や介護保険からの給付を差し引いた改修の費用額が50万円超であり、その居住者が65歳以上の人、要介護・要支援の認定を受けている人または障害者のいずれかである場合に、バリアフリー改修が完了した年の翌年度の家屋の固定資産税（都市計画税を除く。）の3分の1が減額されます。（1戸あたり100㎡相当分が限度です。）ただし、改修工事が終了した日から3ヶ月以内に申告が必要です。

該当すると思われる場合は、事前にご相談ください。

窓口

資産税課 家屋係

住宅のバリアフリー改修に伴う所得税額の特別控除

令和3年12月31日までの間に、一定の人が自己の居住用家屋について一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等の工事を行った場合、住宅借入金等特別控除と住宅特定改修特別税額控除を選択して所得税の税額控除を受けられます。

窓口

刈谷税務署 電話21-6211

支 所

明 祥 支 所	和泉町大下 38-1 (明祥プラザ内)	☎ 92 - 0002
桜 井 支 所	桜井町大役田 1-1 (桜井公民館内)	☎ 99 - 0861
北 部 支 所	里町 4 丁目 12-4 (北部公民館内)	☎ 98 - 8468

老人福祉施設

● 高齢者生きがいセンター (百石町 ☎ 76-1415)

高齢者の能力を生かした就業活動を行っています。

● 老人福祉センター

60歳以上の高齢者の憩いと生きがいと健康増進の場を提供し、サロンなど定期開催しています。

- ・浴室の利用は、火～金曜日(無料)午前10時～午後3時(5月～9月は、午後4時)
- ・休館日は毎週月曜日(敬老の日を除く、明祥プラザは祝日を除く。)
及び5月3日～5日(明祥プラザを除く)、年末年始

北部福祉センター内	東栄町	☎ 97 - 5000
中部福祉センター内	新田町	☎ 76 - 0090
作野福祉センター内	篠目町	☎ 72 - 7570
総合福祉センター内	赤松町	☎ 77 - 7888
安祥福祉センター内	安城町	☎ 73 - 5757
西部福祉センター内	福釜町	☎ 72 - 6616
明 祥 プ ラ ザ 内	和泉町	☎ 92 - 3641
桜井福祉センター内	桜井町	☎ 99 - 7365

● 老人憩いの家

高齢者が地域でレクリエーションや娯楽・教養向上のために諸活動を行う拠点として設置しています。

団 体

●（社会福祉法人）安城市社会福祉協議会

（社会福祉会館・総合福祉センター／赤松町 ☎ 77-2941・77-7888）

社会福祉法に位置づけられた、地域福祉の推進を目的とした団体で、福祉事業の企画や運営、連絡調整、各種サービスの提供などを通して、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。

また、地域の皆さんが主体となったまちづくりを進めるため、概ね中学校区ごとに地区社会福祉協議会を設置し、町内ごとの福祉活動を支援しています。

地区社会福祉協議会の事務所の所在地と連絡先は下記のとおりです。

地区社協名	事務所	電話
① 東山地区社会福祉協議会	北部福祉センター内	97 - 5000
② 中部地区社会福祉協議会	中部福祉センター内	76 - 0090
③ 作野地区社会福祉協議会	作野福祉センター内	72 - 7570
④ 中央地区社会福祉協議会	総合福祉センター内	77 - 7888
⑤ 安祥地区社会福祉協議会	安祥福祉センター内	73 - 5757
⑥ 西部地区社会福祉協議会	西部福祉センター内	72 - 6616
⑦ 明祥地区社会福祉協議会	明 祥 プ ラ ザ 内	92 - 3641
⑧ 桜井地区社会福祉協議会	桜井福祉センター内	99 - 7365

●（公益社団法人）シルバー人材センター（百石町 高齢者生きがいセンター内 ☎ 76-1415）

高齢者（会員）に対して、常用雇用ではない臨時的かつ短期的な仕事（草取り、清掃、賞状書等）を提供しています。

● 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにする自主的な集まりで、健康保持と親睦を図るための行事や社会奉仕活動を積極的に行っています。



安城市マスコットキャラクター
「サルビー」

(R.3.7.5,000部)